

平成29年6月7日付けで認可した二条油小路町内会が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の38第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に異議を申し出てください。

平成30年5月14日

京都市長 門川 大作

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	二条油小路町内会
区 域	京都市中京区二条油小路町全域
主たる事務所	京都市中京区二条油小路町265番地

2 不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
二条油小路町内会集会所	99.82㎡	京都市中京区油小路通二条下る二条油小路町265番地 家屋番号 二条油小路町16番

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	128.59㎡	京都市中京区油小路通二条下る二条油小路町265番
宅地	28.79㎡	京都市中京区油小路通押小路下る二条油小路町266番1

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

ア 二条油小路町内会集会所

氏名	住所
椎名美代子	京都市中京区油小路通押小路上る二条油小路町272番地
井上源兵衛	京都市上京区油小路二条下る二条油小路町42番戸
西川勝太郎	京都市上京区油小路通二条下る二条油小路町290番地
篠田忠兵衛	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
三井八郎右衛門	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
三井八郎治郎	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
三須正太郎	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
大八木政七	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
本多久敬	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町

イ 宅地（京都市中京区油小路通二條下る二條油小路町265番）

氏名	住所
椎名藤治郎	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町272番地
井上源兵衛	京都市上京区油小路二条下る二条油小路町42番戸
西川勝太郎	京都市上京区油小路通二条下る二条油小路町290番地
篠田忠兵衛	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
三井八郎右衛門	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
三井八郎治郎	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
三須正太郎	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
大八木政七	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
本多久敬	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町

ウ 宅地（京都市中京区油小路通押小路下る二条油小路町266番1）

氏名	住所
井上源兵衛	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町42番戸
西川勝太郎	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町54番戸
篠田忠兵衛	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町57番戸
大八木政七	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町26番戸
本多久敬	京都市上京区油小路通押小路上る二条油小路町
椎名美代子	京都市中京区油小路通押小路上る二条油小路町272番地

3 申請事項に異議を述べることができる者の範囲

表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成30年5月14日から同年8月14日まで

5 異議を述べる方法

京都市長に対し、地方自治法施行細則第22条の3第3項に規定する異議申出書及び関係書類を提出すること

6 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当

(文化市民局地域自治推進室)